

知総発第126号

平成31年3月29日

加藤靖臣様

知多市情報公開審査会

会長 松石幹夫

答申書の写しについて（送付）

平成30年8月1日付けの公文書不開示決定処分（知土発第95号）についての審査請求に係る諮問に対して答申をしたので、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）第26条の規定により答申書の写しを送付します。

（連絡先 知多市情報公開審査会（総務課内） 電話0562-36-2630（直通））

答 申 書

第1 審査会の結論

知多市長が、別記の開示請求に係る公文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人等の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書における主張

ア 審査請求人が知多市議会議員だった昭和62年当時に地元の先輩議員から受けた説明によると、岡田字越地の暗渠水路歩道横1メートルの用地（以下「本件土地」という。）は知多市（以下「市」という。）が買収しており、市役所にその経過を記録した文書が保管されているはずである。

イ 審査請求人が岡田地区区議員（市の駐在員）を務めた当時、市から当該土地の活用について要請を受けた。

ウ 審査請求人は、市議会議員になってから、市に本件土地の状況を確認した。本件土地の隣接地にある山木織布合資会社の貸駐車場について、同貸駐車場への車両の出入りが南側の県道側から行われていた（本件土地の上を通過する経路）ことを市に指摘したところ、同貸駐車場への出入りが東側から行われるようになった。

エ 本件土地については、その存在を当該社長本人に、これまで2回以上確認している。

オ 市は、本件土地が市の用地であったことがないため処分した経過に関する文書は存在しないというが、登記をしないで土地買収を行ったと考えられる。

カ 以上の理由により、不開示決定処分の取消し及び文書の開示を求める。

(2) 意見書における主張

ア 本件土地に関する文書を不存在とするならば、市が登記をせずに土地を

取得した経過を説明する必要がある。

イ 審査請求人が知多市議会議員だった昭和62年当時に地元の先輩議員から受けた説明の詳細は次のとおりである。

(7) 市は越地排水路新設用地買収のほかに、本件土地も買収した。

(イ) 本件土地は、一部は買収により、一部は寄附により市が登記をせずに取得している。

(ウ) 登記を行わないで取得した土地の固定資産税は、その面積分が減額されている。

ウ 以上のことを説明するため、岡田宇越地7番11の他関係する土地の固定資産税が減免されているか否か、その他数点の事項について調査を求める。

(3) 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件土地のすぐ隣に住んでおり、見聞きしてきたことについて確信を持っている。

本件土地の一部は、審査請求人が以前地方卸売市場という青果市場をやっていたときに借地していた土地であったが、現在は病院になっている。その地主からは、水路を作るとか、本件土地を買収するということが、当時説明があり、審査請求人は、その地主とはいつも信頼関係を持っていたので、その説明ははっきり覚えている。

市の説明では、当時の担当職員に電話で「本件土地を市が買収したという話は聞いた覚えがない」旨を聞き取ったというが、全て記憶をもとにした話である。

また、市は、登記簿を調べたと再三言うが、登記簿というのは、全てではないということも、登記所に行って勉強をした。登記をせずに買収することができるのかについて、詳しくは教えてもらえなかったが、そういうこともありうるということを法務局の方も言っていた。

また、市が提出した資料のうち越地排水路新設用地買収の土地売買契約書について、全員の名前と住所が同じ筆跡で書かれていること、日付が手書き

ではなくハンコで押されていることについて、書類の信頼性に疑問を感じている。

以上のことから、審査請求人は、市側の主張の根拠に疑問を抱いている。

2 実施機関の主張

- (1) 審査請求人は、本件土地が市の所有であったことを前提に文書の開示を求めているが、該当する岡田字越地7の分筆経過を登記簿等で調べても本件土地が市の所有となっていることは確認できなかった。
- (2) 本件土地付近の市の買収記録として、昭和53年度の岡田字越地の暗渠水路の用地買収（岡田字越地7-14）等があり、全ての買収に係る契約書の契約金額と決算書の支出額が同額であり、他の支出がないことを確認した。
- (3) 本件土地の用地取得当時の担当者等に聞き取りをしたが、審査請求人の主張する内容について知っている者はいなかった。
- (4) 以上のとおり、本件土地が市の所有であった事実の確認及び本件請求対象文書の発見もできず、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

第3 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的考え方

知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）第4条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が公文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

本審査会では、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について判断していく必要がある。

2 本件請求対象文書について

- (1) 公文書開示請求書の内容を基本として、不開示決定後の審査請求人と実施機関との話し合いの内容等を踏まえると、「岡田字越地の暗渠水路歩道横1

- メートルの用地」とは、登記簿上は①岡田字越地1番1、②岡田字越地6番、③岡田字越地7番11、④岡田字越地7番22、⑤岡田字越地7番23、⑥岡田字越地7番8、⑦岡田字越地70番2の各1部分に当たると考えられる。
- (2) 本件請求対象文書は、①から⑦までの土地に係る市の公文書であると解される。

3 本件請求対象文書の存否について

- (1) 実施機関が提出した登記簿、登記嘱託書、地積測量図及び固定資産評価資料図によると、現在①、②及び⑦の土地は竹田雅文氏が、③から⑥までの土地は山木織布合資会社がそれぞれ所有しており、過去から現在に至るまで、市が所有したことは確認できない。
- (2) 本件請求対象文書の存否を判断するには、市が登記をせずに当該土地を取得したとする審査請求人の主張が事実であるかが要点であると考えられる。
- (3) 審査請求人は、意見書で、登記を行わないで取得した土地の固定資産税は、その面積分が減額されているのではないかとし、昭和54年以後の関係する土地及び平成24年に分筆された後の岡田字越地7番8の固定資産税の状況に係る調査を求めた。そこで、当審査会において①から⑦までの土地の減免状況を調査したところ、減免が行われていないことが確認された。
- (4) また、審査請求人は、意見書で、岡田字越地7番11の敷地内に立てられているNTT電柱（草木幹4）に係る契約が行われ、土地使用料が市に支払われているのではないかとして調査を求めた。そこで、当審査会において調査したところ、土地使用料は市に支払われていないことが確認された。
- (5) そのため、(2)で審査請求人が主張する本件土地を市が登記をせずに取得したという事実は、(3)及び(4)からすると、認められない。
- (6) 以上のことから、本件土地が市の所有であった事実は確認できず、本件請求対象文書が発見できなかったとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事実も確認することができない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記3において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人が種々主張したうちの、市が岡田越地排水路新設用地の土地売買契約書の信頼性に係る疑問点については、たとえ複数の契約書が同じような筆跡で記載され、契約日の日付がゴム印で押印されているとしても、契約当時、市が主体となる契約については、市側で契約書を作成するのが一般的であり、かつ、市役所にワープロは普及していなかった事情を鑑みれば、契約者双方の押印があれば当事者同士が交わした契約書として有効であると考えられる。

また、実施機関が提出した資料に基づき、当審査会は事実確認を行ったが、契約書に記載されたとおりの土地が登記されており、かつ、市が支出した土地の売買代金も同契約書の総額と一致していることから、審査請求人が主張する契約書に基づかない土地の取得はなかったものと考えられる。

5 まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

岡田字越地の暗渠水路歩道横1メートルの用地が、知多市の土地でないことを知りました。

知多市民の財産は大切に管理されているものと理解しています。

不動産等の処分に関するルールは厳しく定められています。

この土地を処分した経過について、関連する文書の開示を求めます。

審査請求に対する裁決書

知土発 第 288号

平成31年3月29日

加藤靖臣様

知多市長 宮島壽男



公文書不開示決定に対し平成30年9月11日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）のありました件については、知多市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の答申を得て、次のとおり裁決しましたので通知します。

1 裁 決

知多市長が平成30年8月1日付け知土発第95号で行った「暗渠水路の歩道横1メートルの用地を処分した経過について、関連する文書」については、原処分のとおり、不開示とするのが妥当であり、本件審査請求は棄却すると裁決します。

2 理 由

今回、開示請求のありました「暗渠水路の歩道横1メートルの用地を処分した経過について、関連する文書」については、不存在の状況にあります。

このような状況と、審査会の答申を踏まえ、上記のとおり、関連する文書については、不存在のため本件審査請求は棄却すると裁決します。

裁決の理由は、答申における審査会の判断と同様でありますので、答申書の写しを添付します。

(連絡先 都市整備部 土木課 管理チーム 電話0562-36-2670 (直通))